

資産債務改革の実行等に関する専門調査会  
金融資産に関するワーキンググループ運営規則（案）

平成 19 年 5 月 16 日  
資産債務改革の実行等に関する専門調査会  
金融資産に関するワーキンググループ

（ワーキンググループの運営）

第 1 条 資産債務改革の実行等に関する専門調査会・金融資産に関するワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の議事の手続その他ワーキンググループの運営に関しては、法令及び経済財政諮問会議運営規則に定めるもののほか、この運営規則の規定するところによる。

（主査）

第 2 条 主査は、ワーキンググループの事務を掌理する。

2 主査がワーキンググループ会合に出席できない場合は、あらかじめ主査の指名する者が、その職務を代理する。

3 主査は、必要があると認めるときは、内閣府設置法第 2 2 条第 1 項第 7 号に掲げる議員の出席を求めることができる。

（メンバーの欠席）

第 3 条 ワーキンググループに属するメンバー（以下「メンバー」という。）がワーキンググループ会合を欠席する場合は、代理人をワーキンググループ会合に出席させ、又は他のメンバーに議決権の行使を委任することはできない。

2 ワーキンググループ会合を欠席するメンバーは、主査を通じて、ワーキンググループ会合に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

( 議事 )

第 4 条 議事は、出席したメンバーの過半数をもって決し、可否同数の場合には、主査の決するところによる。

( 審議内容等の公表等 )

第 5 条 主査は、ワーキンググループ会合における審議の内容等を、ワーキンググループ会合終了後、遅滞なく、議事要旨の公表その他の適当な方法により公表する。

2 前項の規定に関わらず、議事要旨等の公表が、我が国の利益に重大な支障を及ぼすおそれがある場合は、主査がワーキンググループの決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

( 雑則 )

第 6 条 この運営規則に定めるもののほか、ワーキンググループに関し必要な事項は、主査が定める。